

次回基準改定における私立学校の扱いについて

1 問題意識

- 国民経済計算の国際基準（2008SNA）において、対家計民間非営利団体（以下「NPISH」という。）は、非営利団体（NPI）¹中の非市場生産者のうち、政府の支配を受けない民間の機関として定義されている。
- 非市場生産者とは、2008SNAにおいて、財貨やサービスを経済的に意味のない価格で家計や社会全体に供給するものとされ、実務的な指針としては、「売上高が生産者の費用の過半を賄い、消費者が購入するか否か、購入する場合どの程度購入するかを価格に基づいて自由に決定するならば、価格は経済的に意味がある」とされる。
- 一方、現行 JSNAにおいては、平成 17 年基準改定以降、政府関係諸機関については、原則として売上高が生産費用の 50%以上か否か（以下「50%ルール」という。）により市場生産者か非市場生産者を区分しているが²、NPISHについては、50%ルールに拠らず、私立学校（除く附属病院。以下同じ）と政治団体に加え、労働団体、宗教など特定の産業のうち民営の「会社以外の法人」や「法人でない団体」を対象範囲とするという実務的な取扱いを行っている。
- この結果、国民経済計算年報フロー編「付表 14 対家計民間非営利団体の目的別最終消費支出」から売上高生産費用比率³を計算すると、私立学校を大宗として含む「教育」のそれが約 70%となり、50%を大きく上回る状態になっている（下表を参照）⁴。

表 現行 JSNA における NPISH の売上高生産費用比率

教育（私立学校、社会教育）	71.3%
その他	46.4%
NPISH 計	57.5%

（注）2008 年度～2012 年度の 5 年平均。

- JSNA の次回基準改定において 2008SNA に対応する一環として、私立学校の扱いを、現行の非市場生産者／NPISH から、市場生産者／（民間）非金融法人企業⁵に変更するかど

¹ 2008SNA においては「それを設立、支配、資金供給する単位が、それを所得、利益、またはその他の金融的利益の源泉とすることを許されないようなステータスで、財貨・サービス生産を目的として創設された法的または社会的実体」と定義されている。

² なお、市場生産者について公的か民間かの区分は、政府の所有による支配またはその他の根拠による支配のいずれかを受けているものを公的としている。

³ 「売上高生産費用比率」＝「売上高」／「生産費用」。ここで「売上高」＝「商品・非商品販売」、「生産費用」＝「雇用者報酬」＋「固定資本減耗」＋「中間投入」＋「生産・輸入品に課される税」により算出。

⁴ 私立学校以外で NPISH に分類される団体の売上高・生産費用比率を、「民間非営利実態調査（内閣府）」、「政治資金収支報告書（総務省）」により計算した結果、宗教以外については 50%を下回る。宗教については、基礎統計である「民間非営利実態調査」の調査票上、神社・寺院の「賽銭」「お布施収入」や宗教団体への寄付金・献金について「事業収入」で捕捉されるように設計されていることにより 50%を上回っている。

⁵ なお、仮に私立学校が市場生産者／民間非金融法人企業に分類されたとしても、私立学校は制度上、剰余金の配分ができないため、2008SNA でいう「非営利団体（NPI）」には該当する（市場 NPI との位置付け）。

うかについて検討することが必要である。⁶

2 私立学校を市場生産者とする場合の影響

ここでは、私立学校を非市場生産者である NPISH から、市場生産者である民間非金融法人企業に分類を変更した場合の主要項目の計上のあり方や、各種計数への影響を考察する。

(1) 私立学校による産出額と需要面の取扱い

- 私立学校の産出額は、教育サービスと自己勘定の研究開発（R&D）に大別されるが、現行 JSNA ではこれらを区別せず、他の NPISH 等と同様に生産費用の積上げにより産出額を計測している。これに対し、私立学校を市場生産者とする場合、授業料等から計測される教育サービスの売上高に加え、（R&D 産出を明示的に計測することに伴い）生産費用の積上げで計測される自己勘定 R&D⁷の合計が産出額となる。
- 需要面では、現行 JSNA では、授業料等は商品・非商品販売として家計最終消費支出に、産出額からこれを控除した分は NPISH 最終消費支出に計上されている。これに対し、市場生産者とする場合、授業料等の教育サービス分は家計最終消費支出、自己勘定 R&D 分は総固定資本形成と扱われる。

(2) 経済活動別付加価値、私立学校の営業余剰の取扱い

（経済活動別分類、付加価値の扱い）

- 現行 JSNA では、私立学校は経済活動の大分類「対家計民間非営利サービス生産者」に含まれる。JSNA の次回基準改定においては、経済活動別分類を国際標準産業分類第 4 版（ISIC Rev4）に可能な限り整合的な分類とする方向で検討しており、その場合、私立学校は国公立学校等と同じく大分類「教育」に含まれることになる⁸。
- 私立学校の産出額は(1)で計測される一方、私立学校の産出に関わる中間投入は、現行 JSNA で記録されている額と同じものとなる。この結果、私立学校の付加価値（産出額－中間投入）は、産出額と同額だけ変化する。

（営業余剰の扱い）

- 現行 JSNA では、NPISH／対家計民間非営利サービス生産者である私立学校の営業余剰・混合所得（純）はゼロであるが、これを市場生産者とする場合には、産出額から生産費用を控除した残差として求められる扱いとなる。

$$\begin{aligned} \text{営業余剰・混合所得（純）} &= \text{付加価値} - \text{固定資本減耗} - \text{雇用者報酬} \\ &\quad - (\text{生産・輸入品に課される税} - \text{補助金}) \end{aligned}$$

⁶ 付表 14 の「教育」のうち「社会教育」については、売上高生産費用比率が 50%を下回ることが確認されるため、私立学校の扱いに抛らず、次回基準改定後も引き続き NPISH として扱う予定。

⁷ 国民経済計算次回基準改定に関する研究会第 10 回資料 3-3 「C01/D02 研究・開発（R&D）の資本化」の項を参照。以下、本資料では、私立学校を市場生産者化する場合、R&D 産出額を明示的に計測することを含める。

⁸ 仮に私立学校を引き続き非市場生産者とする場合でも、JSNA の経済活動分類を改編する場合は大分類「教育」に位置付けられる。

- その際、現行 JSNA では一般政府から私立学校の属する NPISH への「経常移転」として扱っている私学助成については、私立学校を市場生産者とする場合、教育サービスを低価格で供給するための「補助金」とすることが一つの考え方である。

(3) GDP への影響に係る暫定的な試算

- 私立学校を NPISH から非金融法人企業へ移し替えることにより、名目 GDP の水準を支出面からみると、上記(1)のとおり、
 - ・教育サービスの産出額が生産費用の積上げから売上高ベースへ変更されることにより、NPISH 最終消費支出が減少する（ゼロとなる）分と、
 - ・自己勘定 R&D の産出額の総固定資本形成への計上（資本化）により増加する分との大小関係で決まる。
- 現時点での暫定的な試算によれば、2005 年度～2011 年度の 7 年間平均では、教育サービスの産出額が減少することにより GDP 水準が 1.7 兆円程度押し下げられる一方、R&D 資本化により 0.9 兆円程度増加することにより、全体として 0.8 兆円程度減少する要因となる。

3 検討の方向性と留意点

政府関係諸機関と同様に「50%ルール」を適用した場合には、私立学校は非市場生産者／NPISH ではなく市場生産者／（民間）非金融法人企業とすることが考えられ、JSNA の次回基準改定に向けて、私立学校の取扱いを変更する方向で検討を進めることとしてはどうか。ただし、基礎統計との関係で以下の点には留意が必要であり、実装上の課題によっては、引き続き私立学校を非市場生産者／NPISH とすることもありうる。

- 「平成 23 年産業連関表」においては、「平成 17 年産業連関表」と同様、私立学校については、非市場生産者である対家計民間非営利サービス生産者と位置付けられ、産出額は生産費用の積上げで計測される。このため、JSNA と産業連関表との間に不整合が生じる。
- JSNA の金融勘定や貸借対照表の基礎統計である「資金循環統計（日本銀行）」では、現行 JSNA と同じく私立学校は NPISH に分類されている。こうした金融面における計数捕捉に係る実務上の課題にも留意が必要。